

意見書

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成20年3月14日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成20年4月9日

主任審理官 西本 修一

記

第1 意見

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 特定小電力無線局が使用する電波の周波数として950MHzを超え956MHz以下の周波数を追加すること。（第6条関係）
- 二 登録の対象とする無線局のうち、当該登録の適用が除外されるものを定めること。（第16条関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正内容

- 一 950MHzを超え956MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の空中線電力の許容偏差を定めること。（第14条関係）
- 二 950MHzを超え956MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）
- 三 952MHzを超え954MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び950MHzを超え956MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る条件を定めること。（第49条の9及び第49条の14関係）
- 四 950MHzを超え956MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定めること。（別表第3号関係）
- 五 その他規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(3) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更内容

950MHz を超え 956MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局を導入するため、規定の変更を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、950MHz 帯の周波数を使用するアクティブ系小電力無線システムの導入と、同周波数帯で既に制度化されているパッシブタグシステムの高度化に係る関係規定の整備を行うものである。

アクティブ系小電力無線システムについては、アプリケーションとして児童・高齢者の見守りシステムや、集合住宅におけるメータ自動検針等への応用が期待されているところであることから、免許を要さない特定小電力無線局とする規定を設けることとした。

950MHz 帯パッシブタグシステムのうち、高出力型パッシブタグシステムについては、その普及に伴いシステムの高密度配置が課題とされているため、パッシブタグシステムの構内無線局について、キャリアセンスを行わずに送信することが可能な特定のチャンネルを設け、高密度配置を可能とする改正を行い、また、特定小電力無線局の低出力型パッシブタグシステムについては、タグが扱う情報量の増大に伴い、大容量データの瞬時読み書きを行いたいというニーズがあることから、チャンネルを3つまで同時に束ねての使用を可能とするため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部の改正を行うものである。

また、950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムに係る関係省令の整備と併せ、周波数割当計画の変更を行う。

現在、952-955MHz において低出力型パッシブタグが、952-954MHz において高出力型パッシブタグがそれぞれ利用できることとなっているが、本件において 950.9-955.7MHz において空中線電力が 1mW のアクティブ系小電力無線システムを、954-955MHz において 10mW のアクティブ系小電力無線システムを導入できるよう、950-956MHz の無線局の目的に、小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）を追加するとともに、別表に使用可能な周波数を追加するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案等に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案等に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
沖電気工業株式会社	賛 成	
社団法人日本自動認識システム協会	賛 成	

第3 理由

本件は、950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの導入及び 950MHz 帯パッシブタグシステムの高度化のため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正し、併せ

て周波数割当計画の一部を変更するものである。

950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムは、児童・高齢者の見守り、メータ自動検針等のアプリケーションで活用が期待されている。また、950MHz 帯パッシブタグシステムは、システムの高密度配置やリアルタイム性の確保を可能とする必要があるとともに、大容量データの瞬時読み書きを可能とするための措置が求められている。

このような状況から、情報通信審議会において、「950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの技術的条件」及び「950MHz 帯パッシブタグシステムの高度化に必要な技術的条件」について審議が行われ、平成 19 年 12 月、一部答申が行われた。今回の改正は、この答申内容を踏まえ、関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

1 電波法施行規則

電波法施行規則の改正案では、特定小電力無線局が使用する周波数として、950MHz を超え 956MHz 以下の周波数を追加している。これは、アクティブ系小電力無線システムを特定小電力無線局として免許不要とするものであるが、空中線電力が小さいこと、識別符号を自動的に送信し又は受信するものであること等から、改正内容は適当と認められる。

また、パッシブタグシステムについて登録の対象とする無線局から除外されるものを定めているが、これは、高出力型パッシブタグシステムのうち、送信時間制限装置及びキャリアセンスを要しないものを登録の対象から除外したものであり、改正内容は適当と認められる。

2 無線設備規則

無線設備規則の改正案では、950MHz を超え 956MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備について、空中線電力の許容偏差、送信設備の不要発射の強度、受信設備が副次的に発する電波の限度等の技術基準を規定している。これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

また、パッシブタグシステムについて、952MHz を超え 954MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局（高出力型）及び 952MHz を超え 955MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局（低出力型）の技術基準等を規定している。これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

3 周波数割当計画

周波数割当計画の変更案では、950MHz を超え 956MHz 以下の周波数帯の無線局の目的に小電力業務用（テレメータ用、テレコントロール用及びデータ伝送用）を追加するとともに、周波数の使用条件を規定する別表に具体的な周波数を追加している。これらは 950MHz 帯アクティブ系小電力無線システムの導入に必要な変更を行うものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、電子タグシステムの高度利用の促進に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。